

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業) 交付規程

平成30年5月17日環技業(二)第30-051701号  
一般社団法人環境技術普及促進協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)交付要綱(平成29年3月24日付け環水大自発第1703241号。以下「交付要綱」という。)及び再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業実施要領(平成29年3月24日付け環水大自発第1703242号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境技術普及促進協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第4の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表第1第4欄に掲げる方法により算出するものとする。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律

第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
  - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境省発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものと

する。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

#### (申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

#### (補助事業の遂行の命令等)

第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとする。

#### (実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 貸与等の場合は、その貸与料の算定にあたり、交付する補助金に相当する額が貸与料算定期準から控除されていること。

#### (補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金

が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内（ただし、補助事業者が別紙の 2 の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から 90 日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の支払）

第 13 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 14 による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

#### （交付決定の解除等）

第 14 条 協会は、第 8 条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 3 項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

#### （翌年度における補助事業の開始）

第 15 条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式 15 による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

#### （事業報告書の提出）

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、毎年度末において二酸化炭素排出削減効果に関する報告書を様式第 15 により作成し、当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、燃料電池自動車の普及目標及びそれに対する現状評価に関する報告書を様式第 16 により作成し、当該年度の翌年度の 4 月

30日までに大臣に提出しなければならない。

- 3 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者のうち、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条において認定を受けている設備において、バイオマスを燃焼することで発電した電力により、水素製造に要する電力の全量相当分を貯うとした補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過する年度までの期間、毎年度末においてバイオマス発電状況等に関する報告書を様式第18により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、前3項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(財産の処分における留意事項)

第18条 補助事業により取得した財産を処分する場合には、第8条に規定する制限を受けるほか、明示された表示を削除しなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月17日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助事業対象経費	3. 基準額	4. 交付額の算定方法
1 地域再エネ水素ステーション導入事業	事業を行うために必要な工事費(本事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第4第1欄の区分に応じた同表第2欄における補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が同表第3欄の金額を超える場合は、当該金額とする。</p>
2 水素ステーション保守点検支援事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費(賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水費、会議費、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、三分の二を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が別表第4第3欄の金額を超える場合は、当該金額とする。</p>

3 水素社会実現 に向けた産業車両 等における燃料電 池化促進事業	燃料電池フォークリフ トを導入するために必 要な工事費（本工事費、 付帯工事費、機械器具費、 測量及試験費）、設備費、 業務費及び事務費であつ て別表第2に掲げる経費 並びにその他必要な経費 で協会が承認した経費	協会が必要と 認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収 入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と 第3欄に掲げる基準額とを比較 して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定 された額とを比較して少ない方の 額と一般的なエンジン車との差額 に、別表第4第1欄の区分に応じた 同表第2欄における補助率を乗じ て得た額を交付額とする。ただし、 算出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。また、一型式 毎に算出された額が1台あたり 別表第4第3欄の金額を超える 場合は、当該金額とする。</p>
	燃料電池バスを導入す るために必要な工事費 (本工事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及試験 費)、設備費、業務費及び 事務費であって別表第2 に掲げる経費並びにその 他必要な経費で協会が承 認した経費		<p>ア 総事業費から寄付金その他の収 入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と 第3欄に掲げる基準額とを比較 して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定 された額とを比較して少ない方の 額に、三分の一を乗じて得た額を交 付額とする。ただし、算出された額 に1,000円未満の端数が生じた 場合には、これを切り捨てるものと する。また、算出された額が1台 あたり別表第4第3欄の金額を 超える場合は、当該金額とする。</p>

別表第2

1. 区分	2. 費目	3. 細分	4. 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>次の費用をいう。            ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）            ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））            ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）            ④委託料、負担金（事業を行うために必要な業務委託等に要する経費）</p> <p>次の費用をいう。            ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用            ②準備、後片付け整地等に要する費用            ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用            ④技術管理に要する費用            ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区 分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5, 000万円以下の金額に対して</td><td>6. 5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5, 000万円を超える金額に対して</td><td>5. 5%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4. 5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5, 000万円を超える金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率												
1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%												
2	5, 000万円を超える金額に対して	5. 5%												
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%												

別表第3

1. 区分	2. 費目	3. 細目	4. 細分	5. 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費	印刷製本費		この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
	役務費	通信運搬費		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	委託料	使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

1. 導入設備等区分	2. 補助率	3. 補助上限額
1 水素製造能力が1日あたり30立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3／4	1. 2億円 (水素充填圧力が70メガパスカルのものについては2億円)
2 水素製造能力が1日あたり30立方メートル以上100立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3／4	2億円
3 水素製造能力が1日あたり100立方メートル以上である再エネ水素ステーション	1／2	2. 5億円
4 再エネ水素ステーション保守点検支援	2／3	200万円
5 燃料電池フォークリフト	1／2	500万円／台
6 燃料電池バス	1／3	3, 500万円／台

## 別紙（第3条関係）

### 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

#### 1 対象事業の要件

##### （1）地域再エネ水素ステーション導入事業

再エネ水素ステーションを導入する事業（水素ステーション一式及びその設置費用）を交付の対象とし、水素ステーションの新設のほか、既設の設備を移設、増設、改造する場合にも交付の対象とする。

ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギー・システムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、再生可能エネルギー・システムを交付の対象としない。

補助事業は原則、以下の要件を全て満たすこととする。

- 一 製造した水素をその場で燃料電池自動車に供給するものであること。
- 二 実施要領第3（1）アに該当する自動車への水素の充填については、圧縮水素充填技術基準 J P E C – S 0 0 0 3 ( S A E – J 2 6 0 1 )に準拠していること。ただし、当該基準に準拠していない場合には、水素ステーションの供給者、設置者及び運営者並びに自動車会社の間で協議して合意が得られていること。
- 三 導入箇所については、当該地域において、商用の水素ステーションがあること、商用の水素ステーションの建設計画若しくは構想があること又は水素エネルギー活用のビジョンがあること等、再エネ水素ステーションを導入することで燃料電池自動車の普及に相当程度資する可能性がある地域であること。
- 四 燃料電池自動車を複数台導入し、そのカーシェアリング、貸出等を行う計画を立てることにより、当該自動車を活用することで、近隣の企業、団体、住民等の燃料電池自動車に対する認知度向上を図ること。

##### （2）水素ステーション保守点検支援事業

環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネ水素ステーションを交付の対象とする。

##### （3）水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

- 一 燃料電池フォークリフトの導入
- 二 燃料電池バスの導入

#### 2 補助金の交付を申請できる者

補助金の交付を申請できる者は、地方公共団体、民間団体及びその他の法人とする。

なお、民間団体及びその他の法人とは次に掲げるものとする。

- （1）民間企業（1（1）事業にあってはリース事業者を、1（2）事業にあってはリース・レンタル事業者をそれぞれ含む。）
- （2）独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- （3）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- （4）法律により直接設立された法人

(5) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量等を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれら情報を提供すること。